

介護職員等特定処遇改善加算にかかる情報公開（見える化要件）

1. 介護職員等特定処遇改善加算について

介護職員の処遇改善について、平成29年度の臨時改定における介護職員処遇改善加算の拡充を含め、これまで数次にわたる取り組みが行われてきましたが、新しい経済政策パッケージ(平成29年12月8日閣議決定)では「介護人材確保のための取り組みをより一層進めるため、経験・技能のある職員に重点化を図りながら、介護職員の更なる処遇改善を進める。」とされ、令和元年10月の消費税引き上げに伴う介護報酬改定において対応することとされました。この件を受け、令和元年の介護報酬改定において「介護職員等特定処遇改善加算」が創設されました。当該加算算定のために、下記の要件を満たしている必要があります。当社におきましても加算算定を行っております。

2. 介護職員等特定処遇改善加算の算定要件について

A：現行の介護職員処遇改善加算（Ⅰ）から（Ⅲ）までのいずれかを取得していること。
B：処遇改善の職場環境等要件に関し、複数の取組を行っていること。
C：介護職員処遇改善加算に基づく取組について、ホームページ等への掲載等を通じた見える化を行っていること。上記、3つの要件を満たしている必要があります。以上の要件に基づき、当社における処遇改善に関する具体的な取り組み（賃金以外）について、以下の通り公表いたします。

3. 介護職員等特定処遇改善加算等算定状況

事業所名	算定状況	
Re,Care デイサービス山科	介護職員処遇改善加算Ⅰ	介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ
おおきに百万遍デイサービス	介護職員処遇改善加算Ⅰ	介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ

4. 職場環境要件に基づいて実施した取り組み内容

区分	内容
入職促進に向けた取り組み	法人や事業所の経営理念やケア方針・人材育成方針、その実現のための施策・仕組みなどの明確化
資質向上やキャリアアップに向けた支援	働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等
両立支援・多様な働き方の促進	有給休暇が取得しやすい環境の整備
腰痛を含む心身の健康管理	事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備
生産性向上のための業務改善の取り組み	タブレット端末やインカム等のICT活用や見守り機器等の介護ロボットやセンサー等の導入による業務量の縮減
やりがい・働きがいの醸成	ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善